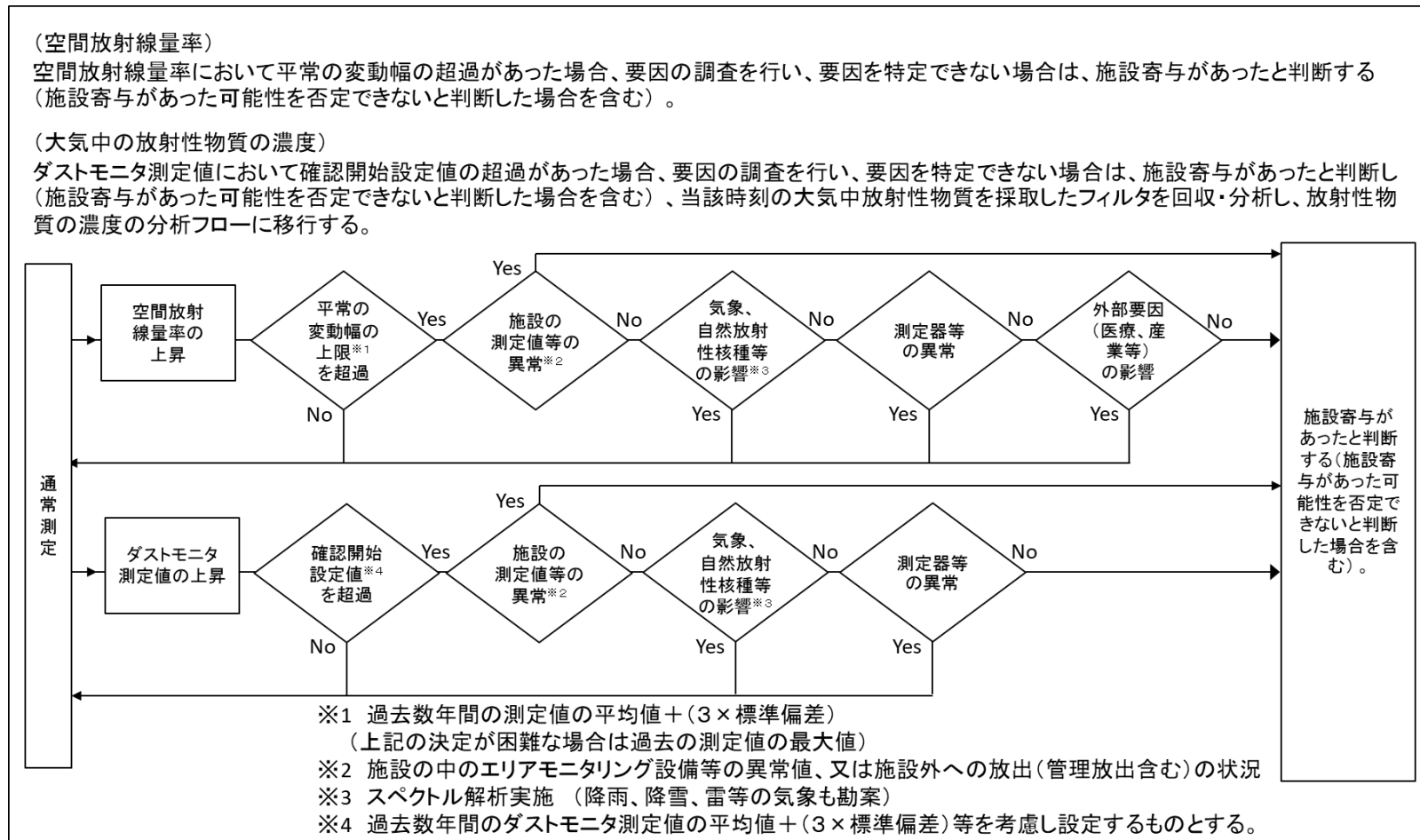
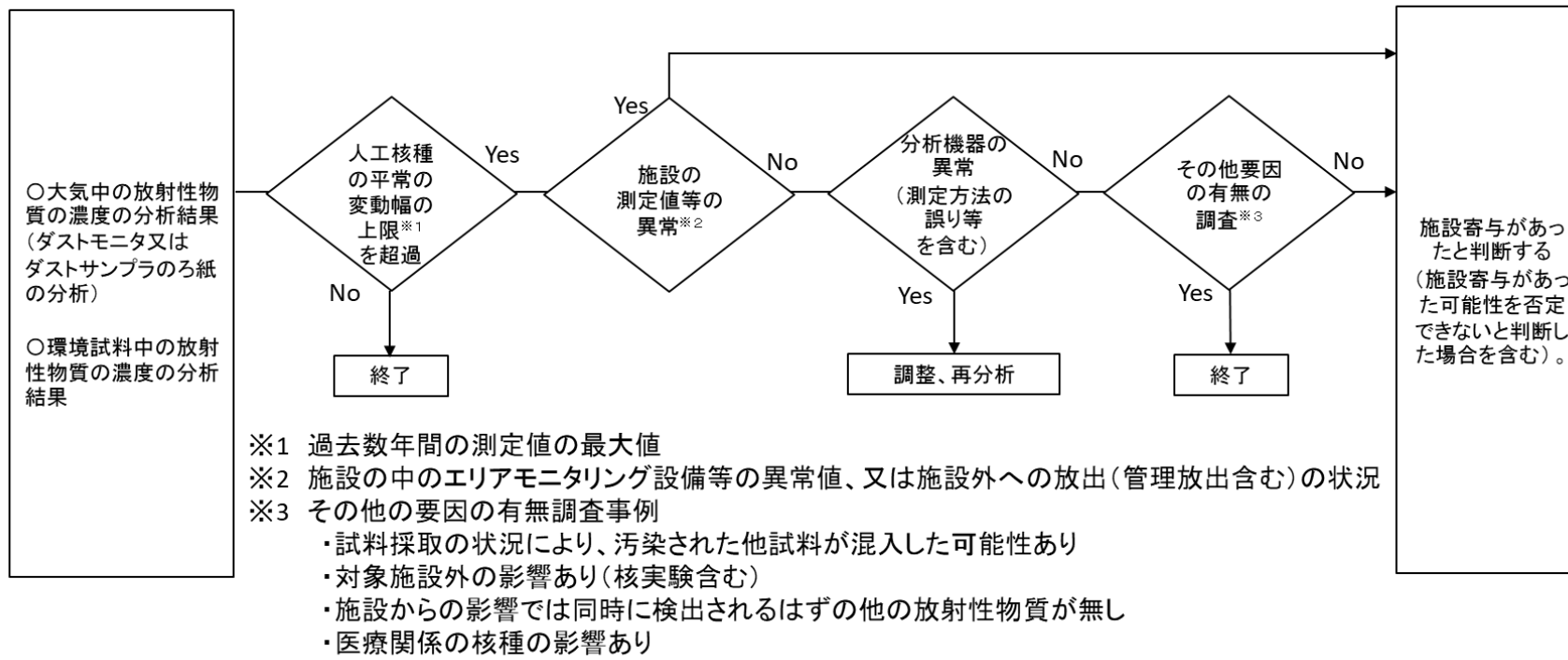


平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)[平成30年4月4日原子力規制庁監視情報課作成]より抜粋



[図 B-1] 空間放射線量率や大気中の放射性物質の濃度の連続測定結果における施設寄与(施設寄与である可能性を否定できない場合を含む)を弁別するための基本的なフローチャート例

分析において平常の変動幅の超過があった場合、要因の調査を行い、要因を特定できない場合は、施設寄与があったと判断する(施設寄与があった可能性を否定できないと判断した場合を含む)。



[図B-2] 大気中及び環境試料中の放射性物質の濃度の分析結果における施設寄与(施設寄与である可能性を否定できない場合を含む)を弁別するための基本的なフローチャート例